

国民健康保険料の納め忘れにご注意ください

11月は国保月間です



ちーこちゃん

病気やけがをしたときに使う国民健康保険被保険者証（保険証）。医療費は、保険証を使うことで医療機関に支払う自己負担が2～3割になり、残りの7～8割分は八千代市国民健康保険（国保）が負担しています。

加入者の皆さんが納める国民健康保険料（国保料）は大切な財源です。納め忘れに注意してください。

お問い合わせは
国保年金課
資格・給付班 ☎421-6742
保険料班 ☎421-6743へ

国保料の納付は口座振替で

国保料の納付方法には、二つの方法があります。普通徴収では口座振替または納付書で支払い、特別徴収では年金から天引きします。普通徴収は、納め忘れのない口座振替が便利です。

次の三つの方法で申し込みできます。

1. 簡単便利で届出印不要の「ペイジー口座振替受付サービス」

口座振替を希望する人は、本人名義のキャッシュカードと運転免許証など顔写真付きの身分証明書を持ち、市役所か支所の窓口へ。

2. 来庁不要の「Web口座振替受付サービス」

市ホームページを通じて、委託先のシステム会社のサイトから申し込みます。手元に通帳・キャッシュカードなど、金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるものを用意してから手続きしてください。

3. 「口座振替依頼書」による申し込み

通帳・届出印を持って、市内の金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、市役所、支所・連絡所で手続きしてください。

健康保険に加入したら国保をやめる手続きを忘れずに

社会保険など、新しく別の健康保険に加入した人は、国保を離脱する届け出が必要です。新しく加入した健康保険の保険証と国保の保険証を持って市役所か支所・連絡所で手続きしてください。

郵送でも手続きできます。市ホームページから届出書をダウンロードし、必要事項を記入して、新しい健康保険証のコピーと国保の

保険証を国保年金課へ提出してください。

国保料には軽減措置があります

国保料には、均等割・平等割・所得割があり、所得が少ない世帯には均等割・平等割を軽減する制度があります。軽減を受けるためには、公的年金以外の収入について、世帯主と被保険者の申告が必要です。収入が少ない人も市県民税の申告を行ってください。

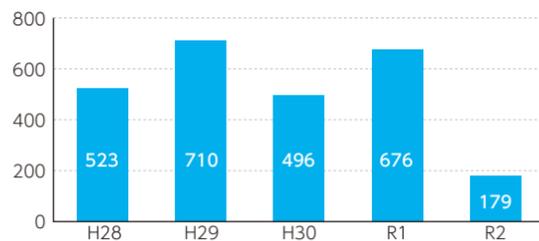
世帯主の所得は、国保に加入していない場合でも軽減判定の際に加算されます。

保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯を対象とした、保険料の減免制度があります。詳しくは、国保年金課へ。

滞納処分を強化しています

■差押件数の推移



国保料を完納している世帯との公平性を保つため、滞納処分を強化しています。

滞納している世帯には、財産調査を行います。その結果、納付できるだけの財産があることがわかった場合は、差し押さえなどの滞納処分を行います。

市では、納付に関する相談を行っています。納付相談員が未納世帯の訪問もしていますの

で、支払いが困難な場合はご相談ください。毎月最終日曜日には、市役所で休日納付相談を行っています。日時が変わることもありますので、事前に市ホームページや広報やちよで確認してください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みはお済みですか？

一部の医療機関や薬局などで、従来の健康保険証に加えてマイナポータルから健康保険証利用の申し込みを済ませたマイナンバーカードも健康保険証として利用できるようになります。健康保険証でもこれまでどおり受診でき、健康保険証が使えなくなることはありません。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みを済ませるとマイナポータルから次の機能などが順次利用できるようになります。

- 特定健診結果や処方された薬剤情報の閲覧
- 保険証を利用した受診により医療機関や薬局等で支払った医療費情報の閲覧

詳しくは、厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの保険証利用について」をご覧ください。

12月1日より2回目以降の高額療養費支給申請の簡素化ができます

これまで高額療養費の対象世帯へ送付していた申請書による手続きが、簡素化できます。一度申請書を提出すれば、次回以降に高額療養費が発生した場合、自動的に市から指定口座へ振り込まれます。

簡素化は、市から12月以降に送付する申請分より実施します。簡素化の方法につきましては、対象世帯に送付する「高額療養費支給申請書」に記入しています。

中小企業者等経営支援金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対する支援として、経営支援金を支給します。▼対象者 市内に事業所がある事業者、または市内在住の個人事業主。いずれも3年3月までに創業していること。▼要件 3年4月から9月までのいずれかの月の売上げが、前年または前々年同期と比較して15%以上減少した中小企業者等に対して、1事業者あたり1回限り10万円。▼申請 4年1月31日(月)までに原則郵送で書類提出。申請書類は市役所、八千代商工会議所で配布。市HPからもダウンロード可能。詳しくは市HPか商工観光課中小企業者等経営支援金担当まで。▼中小企業者等向け臨時相談窓口で事業者をサポートします。市の経営支援金、国や県などのさまざまな支援制度について相談できます。申請書類の作成など手続きのサポートも。事前予約制。電話で同会議所 ☎(483)1771へ。(商工観光課)

募集 協議会などの市民委員

年に数回行う平日昼間の会議に出席でき、本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人が対象。書類選考。応募書類は非公開、返却しません。結果は、応募者本人に通知します。個人情報保護・管理に十分留意し、選考以外に使用しません。提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消すことがあります。

■介護保険事業運営協議会の市民委員 介護保険事業計画の策定・運営・評価について協議します ▼資格 市内在住40歳以上の介護保険被保険者（介護サービス事業者を除く）で、介護の経験や知識・ボランティア活動の経験がある人 ▼任期 4年2月1日から3年間 ▼募集人数 4人 ▼報酬 1回7000円 ▼応募方法 11月30日(火)必着で所定の応募用紙に氏名（フリガナ）・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・主な職歴・応募の動機・その他経歴活動などを記入し「介護保険制度について」と題した800字程度の作文を添えて、〒276-1850市役所長寿支援課へ持参、郵送または市HP「市民委員の公募」から応募（長寿支援課 ☎(421)6735）

■学校給食センター運営委員会の市民委員 学校給食センターの運営について協議します（議事により書面で開催する場合があります） ▼資格 市内在住の成人 ▼任期 4年2月1日から2年間 ▼募集人数 2人 ▼報酬 1回7000円 ▼応募方法 11月30日(火)必着で、任意のA4用紙に氏名（フリガナ）・住所・電話番号・年齢・性別・主な経歴・応募理由を記入し「学校給食について」と題した800字程度の作文を添えて、〒276-1002上高野1731番地村上調理場へ持参、郵送または市HP「市民委員の公募」から応募（学校給食センター村上調理場 ☎(482)1650）